

電300, 電350 技術者の倫理

第12回

内部告発・情報法

前回の課題 (GM 食品) から (1)

昼間主 (1)

- 遺伝子組み換え作物に...
 - － 肯定的:19
 - － 否定的: 2
- 遺伝子組み換え作物使用の表示は..
 - － 必要: 63
 - － 不要: 10

前回の課題 (GM 食品) から (2)

昼間主 (2): 表示肯定側の意見 (1)

- 表示してほしいというのが消費者の希望なら表示は当然
- 本当に安全なら堂々と表示すべき
- 表示した上で安全性の宣伝を工夫すべき
- 公衆の不安除去のために必要
- 長期的には不確実性があるので表示すべき
- 食品への信頼を確保するために必要
- 知る権利・自己決定権という観点から表示は当然

前回の課題 (GM 食品) から (3)

昼間主 (3): 表示肯定側の意見 (2)

- アレルギー等の原因究明の手掛りとなるので表示すべき
- 危機管理・クレーム対策・自己防衛のため表示すべき
- なんとなく気持ち悪いので表示してほしい
- 表示した上で自己責任で利用するのがよい
- 安全性が確立されるまで 100 年くらいかかるのでは
- 説明責任があるから表示すべき (!)
- 味が違うので表示すべき (!)

前回の課題 (GM 食品) から (4)

昼間主 (4): 表示否定側の意見

- 安全性を証明できるなら非表示でよい
- 印象が悪い・不安を煽るから非表示で
- 細かく表示し過ぎても見ないのでは
- 不安解消のコストとしては高すぎる
- 自然物にも遺伝子変異はあるのだから一々表示する必要なし
- どうせ新技術は必要なので一々表示する必要なし

前回の課題 (GM 食品) から (5)

昼間主 (5): その他の意見

- 学者が安全と主張する理由がわからない
- 材料不足なので判断不能
- 表示なんて見ない人が多いと思うのでどうでもいいのではないか
- 国ごとにばらばなの基準で良いのではないか

前回の課題 (GM 食品) から (6)

夜間主 (1)

- 遺伝子組み換え作物に...
 - － 肯定的: 2
 - － 否定的: 0
- 遺伝子組み換え作物使用の表示は..
 - － 必要: 11
 - － 不要: 3

前回の課題 (GM 食品) から (7)

夜間主 (2): 表示肯定側の意見

- 表示してほしいというのが消費者の希望なら表示は当然
- 歴史が浅く社会に抵抗感があるのだから表示すべき
- 公衆の不安除去のために必要
- アレルギーの原因究明のために表示すべき
- レーシックのように数年後に影響が出ることもあり得る
- イメージが悪いから表示は当然では
- 商品の情報を正確に伝えるという意味では表示するのがよい

前回の課題 (GM 食品) から (8)

夜間主 (3)

▷ 表示否定側の意見

- 安全なら表示しなくても良いのでは
- 表示を要求することには科学的な根拠はない (!)

▷ その他の意見

- リスクと価格のバランスを取る必要がある

コメント欄から (1)

- 遺伝子組み換え食品は本当に安全か？ アレルギーが出ると聞いたことがあるがどうか？ (関連質問が複数あり)
 - － 厚生労働省から「遺伝子組換え食品 Q&A」という文書が出ている (2011年6月1日改訂第9版)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/idsnshi/dl/qa.pdf>
 - － バイオインダストリー協会 <http://www.jba.or.jp/> により詳細な情報あり
 - － これらを典拠にしていくつか事実を述べる
 - － 食品としては顕著な問題はないが、環境への影響という観点からは問題がないわけではない

コメント欄から (2)

▷ 遺伝子組み換え作物 (1)

- ある企業が大豆の栄養価を高めるためにブラジルナッツの DNA を入れてみたところアレルギーを引き起こすことが分かり開発を中止したという事例あり
- 英国で遺伝子組換えのジャガイモをラットに食べさせたところ免疫力の低下が見られたという報告あり (ただし論文の科学的正当性に疑問が持たれている)
- 害虫抵抗性の Bt トウモロコシの花粉で目的とする害虫以外の昆虫が死んだという報告あり (Bt 植物: 土壌細菌の殺虫性タンパク質の遺伝子が導入された害虫抵抗性植物)

コメント欄から (3)

▷ 遺伝子組み換え作物 (2)

- 在来種との交雑による遺伝子汚染, 「スーパー雑草」の懸念あり
- ウイルス抵抗性の遺伝子組換え作物の利用により新たなウイルス系統が出現する懸念あり
- 抗生物質耐性遺伝子が土壌細菌に伝達し抗生物質耐性菌が発生する懸念あり
- 遺伝子導入技術には精度がない (遺伝子が挿入される染色体上の部位やそのコピー数を制御することはできない) ため, 一般に十分な安全性の確認が必要

コメント欄から (4)

- 遺伝子組み換え作物のシェアは?
 - － モンサント (遺伝子組み換え作物販売会社) のページ <http://www.monsanto.co.jp/data/plantarea.htm> によると, 2011 年度に作付面積で見ると綿 (82.3%), 大豆 (75.4%), トウモロコシ (32.1%), ナタネ (26.5%);
 - － これらの 4 種類で全遺伝子組み換え作物作付面積の 99.6% を占める

コメント欄から (5)

- 遺伝子組み換え作物の導入で食料自給率を 100%にできるか
 - － 農林水産省のページ
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012.html
によると, 2010 年度の食料自給率はカロリーベースで 39%
 - － どのような方法を取るにせよ, 短い期間で自給率を 100%に近付けるのは極めて困難であると思われる

コメント欄から (6)

- ファーストサーバのクラウドデータ消失事故の影響は？
 - － 毎日新聞によると顧客は約3万社, 影響が出たのは5000社
 - － 復元データが別顧客に漏洩したという情報あり
 - － おそらく国内では市場最大のデータ消失事故
 - － テレビや新聞にほとんど情報が出ないのが不気味

コメント欄から (7)

- エアコン設定温度 28 度は暑い
 - － 労働安全衛生法事務所衛生基準規則が根拠 (第 5 条 3 項, 「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。）」
 - － 28 度はエアコンにとっては効率が良い
(<http://www.j-cast.com/2011/07/01100257.html>)
 - － 電気系の学生は省エネルギーには敏感であるべき

コメント欄から (8)

- マスコミは自分自身に対する説明責任を果たしていないと思う
⇒ マスコミが極度に自分に甘いというのは同感
- SONY の GK 問題 (ネット工作) のような問題は他でもあるのか?
 - － ステルスマーケティング的な手法は広告代理店・マスコミの常套手段
 - － メーカーが直接「手を汚す」ケースは比較的珍しいように思う

今回の講義について

- 教科書 1, 12 章の標題は**警笛鳴らし (または内部告発)**となっているが、**警笛鳴らし** (英語の whistleblowing の直訳) という語は日本語としてまったく定着していないので、講義では専ら**内部告発**) の語を用いる
- 個人情報保護法をはじめとする情報法についてもこの講義で取り扱う (教科書には記述なし)

内部告発 (1)

内部告発の定義 (1)

- 組織内の人間が, その組織の悪事や不正を公にすること (大辞林第2版)
- 組織に属する人間が, 内情を明るみに出して世の中に訴えること, accusation from inside (日本語大辞典 第2版)
- 法律用語ではなく, いろいろな意味で使われる
- 対応する法律用語は**公益通報**

内部告発 (2)

whistleblowing の定義

以下の記述は R. Schinzinger and M. W. Martin (西原訳), 工学倫理入門, 丸善, 2002 の記述に手を加えたもの

- 組織内で認められたチャンネル外で, または上司等の意向等に反して, 意図的に伝達される情報

内容 告発する人が組織等にとって重大な道德上の問題であると信じる事項に関連したもの

告発者 従業員, 元従業員あるいはその関係者

情報受取先 その問題に対して行動を起こす地位にいる人または組織

- 実名を出す場合と匿名の場合がある

内部告発 (3)

▷ 全米プロフェッショナルエンジニア協会 (該当部分のみ抜粋)

<http://www.nspe.org/Ethics/CodeofEthics/index.html>

II. Rules of Practice

1. Engineers shall hold paramount the safety, health, and welfare of the public.
 - a. If engineers' judgment is overruled under circumstances that endanger life or property, they shall notify their employer or client and such other authority as may be appropriate.
 - f. Engineers having knowledge of any alleged violation of this Code shall report thereon to appropriate professional bodies and, when relevant, also to public authorities, and cooperate with the proper authorities in furnishing such information or assistance as may be required.

内部告発 (4)

- USA の Professional Engineer には whistleblowing に関し一定の責務がある
- 以下しばらく R. Schinzinger and M. W. Martin (西原訳), 工学倫理入門, 丸善, 2002 (S&M と略記) に準拠して内部告発について説明するが...
- 日本ではまったく事情が異なるので USA の規範をそのまま適用するのは無理, あくまで参考程度に

内部告発 (5)

▷ 内部告発のガイドライン (S& M)

- 以下の条件がすべて満たされるとき、その情報を政府機関等にもたらしることができるが、それに対する適切な反応が得られないときのみ、一般への公表を検討
 - － (潜在的な) 危険が重大
 - － 危険について十分な文書化がなされている
 - － 既に直接の上司に報告済みである
 - － 直接の上司の対応が不誠実な場合は、既に組織内の通常のチャンネルにより経営組織の最上位者に連絡済み
- 競合他社を利する可能性がある場合はさらに注意が必要

内部告発 (6)

▷ 内部告発に関する警告 (S&M, p. 252)

内部告発は、孤独で、報われることのない、危険をはらんだものである。それは挑戦するのが困難で、高くつく報復を受ける。大きなリスクを伴う。さらに、「成功した」としても、すでに橋が焼き落とされた職場に戻ることを意味するだけで、評判、経歴、人間関係に対して受けた損害は、金銭的補償では補うことができない。

- 内部告発は非常手段であって、極端な非常事態を除き、告発者は、通常の手段がすべて失敗した場合のみそれを検討すべき

内部告発 (7)

内部告発の前にやるべきこと (S&M)

- 極度の非常事態を除き、最初は組織の通常のチャンネルを通し、訴えのための規則 (文書化されていないものも含む) をよく調べる
- 組織内での意思表示は素早くおこない、ごねているという印象を与えないように
- 手際のない控え目な態度で進め、関係者に配慮し、常に問題そのものに焦点を当て、個人攻撃を避ける
- 可能な限り上司とコミュニケーションを取る
- 観察と要求は正確におこない、公式な記録を残す
- 信頼できる同僚の助言を求め、孤立を避ける
- (学会の倫理委員会に相談、弁護士に相談... 日本には合わない)

内部告発 (8)

国内の状況 (1)

- 内部告発には伝統的には強い否定的印象, **チク**るという言葉の語感にそれが現れている
- 最近は増加傾向
- 日本では解雇権の濫用を理由として内部告発者を救済した例がある (富里病院医師解雇事件, 教科書 1, p.171~179)
- 今は**公益通報者保護法**によって内部告発者の救済をはかるのが一般的, **公益通報**は**内部告発**という語句の持つ否定的なイメージを払拭するために導入された語句

内部告発 (9)

国内の状況 (2)

以下しばらく 角田, 小西編, 内部告発と公益通報者保護法, 法律文化社, 2008 に準拠

- 従来から公益のために通報する行為は正当な行為にあたるとして通報を理由とする解雇を無効とする判例が形成されてきた経緯
- どのような内容の通報をどこに通報すれば通報者を解雇等の不利益取扱いから保護されるかが判例法理だけでは不明瞭, 公益通報者保護法制定の契機に
- 公益通報者保護法は 2006 年 4 月 1 日施行 (配付資料)
- 同法が定める内部告発の手続きを踏まない告発が繰り返され, 同法は有効に機能しているとは言い難い

内部告発 (10)

公益通報者保護法 (1)

公益通報者保護法

(平成十六年六月十八日法律第百二十二号)

最終改正：平成一九年一二月五日法律第一二八号

(目的)

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

内部告発 (11)

公益通報者保護法 (2)

(定義)

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者、当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することをいう。

(原文における括弧付き注釈は略した (以下しばしば同様の措置を取る))

内部告発 (12)

公益通報者保護法 (3)

(中略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの規定する罪の犯罪行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実

内部告発 (13)

公益通報者保護法 (4)

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）
- 七 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

内部告発 (14)

公益通報者保護法 (5)

- 別表: 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年四月一日政令第百四十六号）によりさらに細かく規定

内部告発 (15)

公益通報者保護法 (6)

- 通報先は第2条1項で規定, 1) 事業者等内部, 2) 行政機関, 3) 事業者等外部の3種類, この順に保護されるための条件が厳しくなる (第3条)
 1. 事業者等内部: 通報対象事実があると思えば OK
 2. 行政機関: 上記に加え**相当の理由**が必要
 3. 事業所外部: 上記に加え, 解雇や証拠隠滅等の危惧, 公益通報を妨げる圧力, 問題が調査されないまま放置, 個人の生命・身体に危害が及ぶ虞, のいずれかの条件を満たす必要

内部告発 (16)

公益通報者保護法 (7): 問題点

- 通報者に取引業者が含まれない
- 脱税, 違法政治献金が保護対象になっていない
- 外部通報の条件が厳しい

内部告発 (17)

内部告発に関する新旧の問題

- マスコミは信用できるか
 - － 坂本弁護士事件における TBS ビデオ問題
 - － 尖閣事件に関する内部告発を CNN が隠蔽
- ネットメディアへの直接暴露をどうするか
 - － Youtube への投稿 (尖閣事件のビデオのような)
 - － ブログ, ツイッター, 2ちゃんねる等
 - － Wikileaks

内部告発 (18)

- 公益通報者保護法は消費者庁 <http://www.caa.go.jp> の管轄
- Web サイトへの掲載については上記ページ Q&A に公益通報と
ならないという見解が述べられている
- 公益通報の件数や、通報の妥当性に関するデータは一切なし、マ
スコミ等で内部告発がもてはやされるのは実際に問題があった場
合なのだが...

内部告発 (19)

▷ 担当者見解

- 公益通報者保護法はザル法である上に現状と合っておらず、使いづらい
- 内部告発は告発する側とされる側の双方にダメージ, 内部告発が発生しにくいような仕組み作りが望ましい; 内部告発対策は企業にとって重要な危機管理
- CSR, 企業倫理等を進めれば内部告発が必要な事象は減る筈
- 密告を忌避する倫理は健全, 公益通報 (内部告発) の推奨はモラルハザードになるのでは
- それでも (不幸にして) 戦わなければならないことはありうる

個人情報保護に関する法律 (1)

個人情報保護に関する法律

(平成十五年五月三十日法律第五十七号)

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

(目次略)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

個人情報保護に関する法律 (2)

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。(2項以下略)

(基本理念)

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

- 上記が**個人情報**の定義および個人情報の保護に関する法律の理念
- 個人情報とはプライバシーのことではないので注意 (混同がみられる)

個人情報保護に関する法律 (3)

プライバシー (1)

- (1) 個人の生活・秘密. 私事. (2) 個人の生活・秘密を他人におかされない権利. 私事権. (日本語大辞典第2版)
- (1) 私事. 私生活. また, 秘密. (2) 私生活上の秘密と名誉を第三者におかされない法的権利. (大辞林第2版)
- 私事が内密であること. 私人の秘密. (広辞苑第4版)

個人情報保護に関する法律 (4)

プライバシー (2)

加藤 (編集代表), 応用倫理学辞典, 丸善, 2008 によると...

- 私的な事柄に関する本人の決定権 (自己決定権) と個人情報を他人に知られない権利 (自己情報コントロール権) を併せたもの
- 内実が不明確なまま広く用いられている
- 19 世紀末に USA で登場した概念, 当初は放っておいてもらう権利, 私的な事柄に関する報道に制限を加えるもの
- 日本では法的な定義なし, 憲法第 13 条の幸福追及権を挙げ, 人格権の一部と見做して保護する判例
- 自己決定権の意義と限界についてはいろいろな議論がある

個人情報保護に関する法律 (5)

以下の議論は 宮下, 個人情報保護の施策-「過剰反応」-の解消に向けて, 朝陽会, 2010 に準拠

個人情報保護法の現状

- 個人情報はプライバシーの一部, 特定の個人を識別することができる, 生存する個人に関する情報
- 自己情報コントロール権については, 概念が十分に確立していない, 報道の自由との調整, 個人情報の取り扱いに関する本人の関与の仕組みが担保されている, という理由で条文には明記されていない
- 同法では個人情報の取り扱いに関する規律と通知・公表, 開示, 訂正, 利用停止等の本人関与の仕組みを規定しているだけ
- 発足当初は内閣府の管轄, 今は消費者庁に移管, 過渡期にある

個人情報保護に関する法律 (6)

事業者等の義務

- 同法第四章 (個人情報取扱事業者の義務等) に規定
- 長いので見出しの一部のみ抜き出すと: 利用目的の特定, 利用目的による制限, 適正な取得, 取得に際しての利用目的の通知等, データ内容の正確性の確保, 安全管理措置, 従業者の監督, 委託先の監督, 第三者提供の制限, 保有個人データに関する事項の公表等, 開示, 訂正等, 利用停止等, (以下略) といった条がある

個人情報保護に関する法律 (7)

▷ 第三者利用の制限

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2項以下略)

個人情報保護に関する法律(8)

適用除外

第五章 雑則

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動の用に供する目的

個人情報保護に関する法律 (9)

- 個人情報保護に関する法律はザル法で抜け道だらけ
- 地方自治体が個人情報保護に関する条例を定めていることがあり、そちらも参照する必要がある

個人情報保護に関する法律 (10)

プライバシーマーク制度 (1)

- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 <http://privacymark.jp/>が運営、**業界団体の自主規制**
- 日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度
- 事業所単位で認定
- 相互認証団体は大連ソフトウェア産業協会、韓国情報通信産業協会となっており、お里が知れる

個人情報保護に関する法律 (11)

プライバシーマーク制度 (2)

- 有効期間 2 年, 付与の費用は, 大規模業者では 120 万円 (90 万円) 中規模業者では 60 万円 (45 万円), 小規模業者では 30 万円 (22 万円) (括弧なしは新規, 括弧付きは継続)
- 付与事業者は 2011 年 6 月 17 日現在で 12,134 社, 経済産業省のページによると日本の中小企業数は約 4300,000 社, 普及率は極めて低い (前述のページにプライバシーマーク付与事業者一覧がある)

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

- いわゆるプロバイダ責任制限法 (全文は配付資料)
- 第3条において、個人の権利が侵害されたときのプロバイダへの損害賠償に関し、免責の条件が定められている
- 第4条で、発信者情報の開示請求に関する条件が定められている
- 詳細は条文を読めばわかるので略

不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (1)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(平成十一年八月十三日法律第百二十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

(目的)

第一条 この法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (2)

- 全文は配付資料, 短い法律なので詳しい説明はしない (読めばわかる)
- 第3条で不正アクセス行為を禁止, 第4条で不正アクセスを助長する行為を禁止
- 対象となるのはパスワードの盗用や不正侵入, それに伴うデータの改変など
- 制定当時に不正アクセスをどう定義するかについて激しい議論があった

改正刑法(1)

<http://www.itmedia.co.jp/enterprise/articles/1106/17/news127.html>

ウイルス作成罪を新設 改正刑法が可決・成立

コンピュータウイルスの作成・保管・提供行為などを罪に問う「ウイルス作成罪」の新設を含む刑法改正改正案が、国会で可決・成立した。7月から施行される。

2011/06/17 20:22 [本宮学, ITmedia] 「ウイルス作成罪」の新設を含む刑法改正案が6月17日、参議院本会議で与野党の賛成多数により可決、成立した。7月に施行される。

現行の法律では、コンピュータウイルスの作成・保管・提供などの行為を直接罪に問うことはできなかった。改正で、ウイルス作成罪を新設し、ウイルスを作成・提供する行為に3年以下の懲役または50万円以下の罰金、取得・保存行為には2年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されるようになる。

法務省のQ & Aによると、ウイルス作成・提供罪は(1) 正当な理由がないのに、(2) 無断で他人のコンピュータにおいて実行させる目的で、ウイルスを作成・提供した場合に成立するとしており、ウイルス対策ソフト開発などの目的でウイルスのプログラムを作成する場合などは該当しないとしている。

また同罪は故意犯であり、プログラミングの過程で誤ってバグを発生させても犯罪にはならないとしている。

またウイルス保管罪は「無断で他人のコンピュータにおいて実行させる目的で」保管した場合に成立するものであり、ウイルスをメールなどで送りつけられたユーザーは該当しないという見解だ。

サイバー犯罪の抑制効果が期待される一方で、ネットでは「ウイルスを作成していないか調べるため、一般人のPCが警察などに監視されるのでは」——という懸念がなされていた。これに対し法務省は「PCの差し押さえや通信履歴の入手には、これまで通り裁判官の令状が必要。監視を可能とするような特別な捜査手法が導入されるわけではない」としている。

可決された法案の正式名称は「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」。「サイバー刑法」とも呼ばれる。

改正刑法 (2)

- 法務省のページ <http://www.moj.go.jp/content/000072565.htm> に全文, 電子政府の総合窓口には本稿執筆時点 (2011 年 6 月 19 日) では出していない,
- ウィルスに関する部分のみ抜粋する
- 濫用を懸念する声もあるが, 条文を読む限りでは, 重大な問題のある法案ではなさそう

改正刑法 (3)

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録
2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

電気通信事業法 (1)

電気通信事業法

(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号)

最終改正：平成二二年一二月三日法律第六五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十二年十二月三日法律第六十五号 (一部未施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

電気通信事業法 (2)

(中略)

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(以下略)

- 上記のように同法で検閲の禁止、秘密の保護が規定されている
- これら以外は技術者の倫理との関係は薄いので説明しない

著作権法

- エンジニアリングデザインの講義で取り扱うのでこの講義ではごく簡単に
- 改正著作権法で著作権者の許諾を得ずに配信されているデータのダウンロードが違法に： 以下の場合には私的利用のための複製に該当しないと定められた (第30条)

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

情報法その他 (1)

- 電子署名及び認証業務に関する法律
- 不正競争防止法
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
- その他各種法令に情報に関連した条項がある

情報法その他(2):文献

- 独立行政法人 情報処理推進機構, 情報セキュリティ読本 改訂版, 実教出版, 2006
- 独立行政法人 情報処理推進機構, 情報セキュリティ教本, 実教出版, 2007
- 藤田 (企画・編集), IT ビジネス法入門, TAC 出版, 2010
- 小向, 情報法入門, 第2版, NTT 出版, 2011

課題

配付資料の AFPBB News に記載されたウィキリークスに関する記事を読み, 公益通報の考え方と比較した上で, wikileaks に関して考えるところを述べよ. まわりの人と議論してよいが, 自分の言葉で考えをまとめること.